

施工条件明示事項

工 事 名 : 松本市営住宅寿団地B-3・B-4棟他外構工事

工事場所 : 松本市 寿台3丁目

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書（平成31年4月1日適用）、長野県土木工事施工管理基準（平成30年10月1日適用）」その他指定された図書を参考とし、かつ別紙の事項について施工条件とする。

松 本 市

施 工 条 件 一 覧 表

明示した場合は□内に○、しない場合は□内に×
また明示した場合は（ ）の該当する図書に○

- | | | | | |
|---|--------------------------|---|----------------|--------------------------|
| 1 | <input type="checkbox"/> | ○ | 工程関係 | (特記仕様書・現場説明書・その他) |
| 2 | <input type="checkbox"/> | ○ | 用地関係 | (特記仕様書・現場説明書・その他) |
| 3 | <input type="checkbox"/> | ○ | 公害対策関係 | (設計書・特記仕様書・その他) |
| 4 | <input type="checkbox"/> | ○ | 安全対策関係 | (設計書・特記仕様書・図面・その他) |
| 5 | <input type="checkbox"/> | ○ | 工事用道路関係 | (特記仕様書・図面・その他) |
| 6 | <input type="checkbox"/> | ○ | 仮設工事等関係 | (設計書・特記仕様書・図面・その他) |
| 7 | <input type="checkbox"/> | ○ | 残土・産業廃棄物関係 | (設計書・特記仕様書・その他) |
| 8 | <input type="checkbox"/> | × | 工事支障物件等 | (特記仕様書・現場説明書・図面・その他) |
| 9 | <input type="checkbox"/> | × | 排水工（濁水処理を含む）関係 | (特記仕様書・図面・その他) |
| 1 | <input type="checkbox"/> | × | 0 薬液注入関係 | (特記仕様書・現場説明書・その他) |
| 1 | <input type="checkbox"/> | ○ | 1 品質及び技術管理関係 | (設計書・特記仕様書・現場説明書・図面・その他) |
| 1 | <input type="checkbox"/> | ○ | 2 その他 | (設計書・特記仕様書・現場説明書・図面・その他) |

特記仕様書

(施工条件明示事項)

明示事項	明示内容及び制約条件
1 工程関係	<p>(1) 早期着手するとともに工程管理を十分に行い、工期短縮に努めること。</p> <p>(2) 工期までに検査が終了するように工程の調整を行うこと。</p> <p>(3) 本工事の施工範囲において、松本市建設部住宅課が発注するB-3棟、B-4棟新築工事及び設備工事が施工されるので、相互の連絡・調整等を密にして施工すること。なお、連絡及び調整事項の内容を監督職員に報告すること。</p>
2 用地関係	<p>(1) 測量杭及び境界杭等は撤去しないこと。やむを得ず撤去する場合は、関係者立会いのもと撤去し、工事終了後に復旧すること。</p> <p>(2) 測量用基準点が工事で支障となる場合は、支障にならない箇所に新たに基準点を設け、位置とデータを施工計画書に添付し提出すること。</p>
3 公害対策関係	<p>(1) 建設機械は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。 『別紙1』</p> <p>(2) 周辺の環境を十分に考慮し、振動・騒音、地盤沈下等の公害対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合には速やかに対処すること。</p> <p>(3) また、問題が生ずるおそれがある場合には速やかに監督職員に報告し、対応について協議すること。</p> <p>(4) 現場発生残土等各種資材の搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道に出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任において処理すること。</p>
4 安全対策関係	<p>(1) 工事現場においては、長野県共通仕様書1-1-37に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。</p> <p>(2) 安全教育、研修及び訓練の結果は、工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。</p> <p>(3) 交通安全施設については下記により実施することを原則とする。 ア 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。 イ 車道部分に接し、車などの飛び込みの恐れのある場合にはガードレール・視線誘導板、回転灯、投光器等を設置するとともに、特に夜間の歩行者を含めた交通安全対策に配慮すること。 ウ 現場周辺には、工事看板を設置し、注意喚起を図ること。</p>
5 工事用道路関係	<p>(1) 公道を工事用道路として使用する場合は、交通管理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。</p> <p>(2) 着工前の状況写真を必ず撮影しておくこと。</p>

6 仮設工事等関係	<p>(1) 過積載防止関係</p> <p>ア 過積載防止対策にそって必ず対策を行うこと。</p> <p>イ 取引メーカーから購入する各種材料（生コン・AS・骨材等）や下請け業者についても過積載防止対策の範囲とする。</p> <p>ウ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。</p> <p>エ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。</p>
7 残土・産業廃棄物関係	<p>(1) 残土の運搬費については、『別紙2』のとおり計上している。他現場への流用等の仮置場として、中山霊園内への運搬も計画している。契約期間中に発注者から処分先を指定された場合には、協議に応じること。</p> <p>残土処理量は、当該工事からの搬出土であり、土量の検収及び引取り側への支払いを書類にて確認できたものについて、その費用を対象に精算するものとする。写真や伝票、領収書、運搬記録等により検収、処分量を確認できるよう適切に管理すること。</p> <p>(2) 特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、『別紙2』のとおり想定している。受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更の対象とはしない。</p> <p>(3) 建設副産物の運搬・処理について</p> <p>ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。</p> <p>イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。</p> <p>ウ 下請け業者が建設副産物を運搬・処理する場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。</p> <p>(4) 施工計画書に下記書類を添付すること。</p> <p>ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し</p> <p>イ 請負者と処理業者及び運搬業者との契約の写し</p> <p>ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート</p> <p>エ 残土処分及び運搬ルート</p> <p>(5) 再生資源利用等計画書、実施書の提出</p> <p>ア 施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。</p> <p>イ しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。</p> <p>ウ 提出様式は次のいずれかにより作成し、実施書のデータは電子納品すること。</p> <p>①COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）利用した様式</p> <p>②建設リサイクル報告様式（EXCEL）</p> <p>※国土交通省 HP よりダウンロード</p> <p>エ 対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。</p> <p>オ 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。</p>
8 工事支障物件等	無し

<p>9 排水工関係 (濁水処理を含む)</p>	<p>無し</p>
<p>10 薬液注入関係</p>	<p>無し</p>
<p>11 品質及び 技術管理関係</p>	<p>(1) 建設資材の品質記録保存 土木構造物について建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。</p> <p>(2) 工事カルテ作成、登録について ア 工事实績情報サービス (CORINS) 入力システム ((財) 日本建設情報総合センター) に基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後に直ちに登録を行い、発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。 イ 受注時登録の提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。</p> <p>(3) 生コン納品書 (伝票) の扱い ア 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。 イ 納品書には工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。</p>

<p>12 その他</p>	<p>(1) 常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努められたい。</p> <p>(2) 建設現場における福祉改善や労働時間の改善、または地域住民に対するPRなど、建設産業に対する理解の増進に資する事業の実施等構造改善対策にも配慮されたい。</p> <p>(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除 ア 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。 イ 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。 ウ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。 エ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。</p> <p>(4) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に違反する一括下請け、その他不適切な形態の下請け契約を締結しないこと。</p> <p>(5) 産業廃棄物の処理、警備員等の委託業種についても、「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。</p> <p>(6) 工事着手前には起工測量を行い、測量成果を監督職員に提出すること。</p> <p>(7) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p> <p>(8) 請負金額の額が800万円以上の場合は、建設業退職金共済組合の発行する掛金収納書を契約締結後1ヵ月以内に提出すること。 なお、その他の退職金制度を利用している場合や期間内に収納書が提出できない場合は、あらかじめその理由を文書で提出すること。</p> <p>(9) 現場状況等及び施工条件に差異が生じた場合は、速やかに監督職員と打合せをし、書面にて協議すること。</p> <p>(10) 図面に記載されている製品は参考であり、その製品の使用を特定するものではない。施工にあたっては、使用する目的を満足させる同等品以上の製品の中から検討し、材料承諾願いにおいて採用する製品を決定する。尚、特に主な仕様の変更がなければ、変更対象としない。</p> <p>(11) 前払い金については、令和元年度に令和2年度分を含めて請求できるものとするが、上限は年度予算額の範囲内とし、残額は、令和2年度に前払金として請求できるものとする。</p>
---------------	---

注) 明示事項が無い場合は、無しと記入する。

排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機、） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している

建設発生土

残土処理	指定	地区名	株式会社矢島建材松本工場	運搬距離	5.0km
------	----	-----	--------------	------	-------

条件 1. 指定の場合、場所地区及び運搬距離を明示する。

2. 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

3. 任意処分の場合、未記入。

特定建設資材（建設リサイクル法）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
アスファルト・コンクリート塊	再利用	プラント名	有限会社 上條丸田組 運搬距離 5.6Km		
		数量	8T		
		直接工事費	処分費 9,600 円	運搬費	7,770 円
セメント・コンクリート塊	再利用	プラント名	有限会社 上條丸田組 運搬距離 5.6km		
		(1)無筋 C0			
		数量	T		
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
		(2)鉄筋 C0			
		数量	T		
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
		(3)二次製品			
		数量	33T		
		直接工事費	処分費 99,000 円	運搬費	20,048 円
建設資材木材		プラント名	運搬距離 km		
		数量	m ³		
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1. 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

2. 積算上の明示条件であり、処理施設を指定するものではない。

3. 上記条件明示より下回る場合は、変更の対象とする場合がありえる。

4. 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項については変更の対象とする。

産業廃棄物（建設廃棄物処理方針）

種別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等			
木くず (抜根・伐採材)	再利用	プラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
汚泥		プラント名	運搬距離 km		
		数量			
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円
その他 (塩ビ、金属くず)	処分	プラント名	運搬距離 km		
		数量	t		
		直接工事費	処分費 円	運搬費	円

備考 1. 備考欄については、2 特定建設資材欄と同じ。